指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名：　有限会社ライフマリン
　　　　　　　　　　住所：　山口県下関市伊崎町１丁目６番２号

２．指名停止措置期間：　自 令和3年9月21日　　8ヶ月
　　　　　　　　　　　　至 令和4年5月20日

３．事実概要

　有限会社ライフマリンの代表取締役は、九州地方整備局関門航路事務所発注の業務を巡り、同社が業務を受注できるよう便宜を求める見返りとして、職員に対して令和２年１１月から令和３年３月頃、賄賂を贈ったとして令和３年８月２３日に福岡地検小倉支部に書類送検され、同年９月１０日贈賄罪で起訴された。

４．指名停止措置理由

　上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第2号イに該当する。

＜指名停止措置要領別表第2第2号イ＞

措　置　要　件	期　　間
（贈賄） 2　次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の職員以外の国土交通省職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ　代表役員等	4ヵ月以上12ヵ月以内
ロ　一般役員等	2ヵ月以上6ヵ月以内
ハ　使用人	1ヵ月以上3ヵ月以内

〇問い合わせ先
　国土交通省 国土技術政策総合研究所
　総務部 契約財産管理官　佐野　英治
　茨城県つくば市旭１番地　　電話029－864－0564